

名古屋市告示第 301 号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和 8 年 7 月21日から供用開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 8 年 7 月21日

名古屋市長 広 沢 一 郎

道路の区域変更及び供用開始

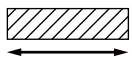
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メ ー ト ル	
市道	A	松月川沿線支線第 1 号	名古屋市瑞穂区初日町 1 丁目 3 番 5 地先から	前	0.024	2.70	第 1 図 附 図
			名古屋市瑞穂区初日町 1 丁目 3 番 5 地先まで	後	0.024	3.36	
	A	柳川町第 1 号線	名古屋市中川区柳川町1309 番地先から	前	0.052	10.00	第 2 図 附 図
			名古屋市熱田区新尾頭二丁目 107 番地先まで	後	0.052 0.086	10.00 3.30 ～ 6.10	
	A	大森第 213 号線	名古屋市守山区喜多山一丁目1614番地先から	前	0.124	5.00	第 3 図 附 図
			名古屋市守山区喜多山一丁目50番地先まで	後	0.124	6.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



凡 例

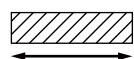


区域変更により道路区域
とし供用開始する部分

第2 附図



凡 例

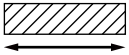


区域変更により道路区域
とし供用開始する部分

第 3 附図



凡 例

 区域変更により道路区域
とし供用開始する部分